

○渡部 豊議員 皆さん、おはようございます。発言通告に従い質問させていただきます。

それでは、愛媛県の南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しによる体制の強化について伺いたいと思います。

昨年、政府の地震調査委員会が、南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率が、80%程度から、60から90%程度以上へと見直され、さらに今年に入り愛媛県からも新たな地震被害想定が公表されました。本市におきましても、一部地域では震度7が想定されるなど、改めて大規模災害への備えの重要性を強く認識するところであります。

近年は、令和6年能登半島地震でも見られたように、地震だけではなく、豪雨災害や土砂災害、さらには火災などが複合的に発生する危険性も現実のものとなっております。

加えて、本市では昨年3月に大規模な林野火災を経験いたしました。市民生活にも大きな影響を及ぼしたこの災害は、多くの市民にとって、災害は決して他人事ではなく、地域全体で支え合うことの重要性や、災害時に迅速な対応を行う体制づくりの必要性を改めて強く認識する出来事であったと思います。

先日、私自身も、桜井小学校で行われた、新たなユーカリの植樹に参加させていただきましたが、長年地域を見守ってきたユーカリの思いを次の世代へ受け継ぐとともに、第76回全国植樹祭えひめ2026に関連した被災地への植樹活動など、地域の皆様が、令和7年今治市林野火災の経験を風化させることなく、未来につなげようとしている姿に大変意義を感じたところであります。

本市におきましても、令和6年能登半島地震以降は、避難所環境の改善や資機材整備、実践的な訓練など、様々な防災対策が進められているものと認識しております。

一方で、南海トラフ巨大地震のような、広域かつ大規模な災害が発生した場合には、今治市の行政機能そのものが大きな影響を受けることも想定される中、道路啓開や救助活動、物資輸送など、初動対応や広域支援体制のさらなる強化をしていく必要があるのではないかと考えます。

そこでお伺いいたします。

1番目、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備え、迅速かつ的確な初動対応を行うため、本市では今後さらにどのような体制整備や広域連携の強化に取り組まれているのかお聞かせください。

続いて、2番目、自助・共助による地域防災力のさらなる向上についてであります。

報道でもありましたように、5月29日から防災気象情報の運用見直しが行われ、避難情報の整理や改善が図られるなど、全国的にも、住民がより早い段階で避難行動につなげられるような取組が進められております。本市におきましても、防災士を中心とした避難所運営力強化訓練や職員による避難所宿泊訓練など、地域防災力の向上に向けた、より実践的な取組が進められており、こうした地道な訓練が、自助、共助の力の向上につながるものと思います。

私自身も、こうした取組を参考にして、地域での防災訓練等に生かしていく中で、市民の防災意識は徐々に高まっていると感じる一方、近年、家庭での備蓄の重要性も広く言われていますが、非常持ち出し品の家庭での準備はまだ十分とは言えない状況もあるのではないかと感じております。

南海トラフ巨大地震のような大規模災害時には、避難生活の長期化も予想されます。避難所で必要となる資機材につきましても、高齢者、乳幼児、障害のある方など、それぞれ必要となるものは異なり、また何を不便と感じるのか、何を優先したいかも避難者によって様々であります。

今治市においても避難所環境の改善に向けた資機材整備に取り組まれていることは承知しておりますが、大規模災害時には行政による支援や備蓄も一定の限界があるものと思われ、公助の力だけでは全てをカバーすることは難しい場面も想定されます。

今後は、より一層、自助、共助の意識を地域全体で高めていくためにも、市民に対して日頃からの備えの重要性を丁寧に発信するとともに、備蓄や非常持ち出し品の準備を後押しするような取組も重要ではないかと思います。

そこでお伺いします。

家庭での備蓄や非常持ち出し品の準備など、自助、共助の視点から、地域防災力の向上に向け、本市では今後どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

続いて、3番目、液状化の想定結果への対策についてであります。

令和6年能登半島地震では、液状化被害は石川県だけではなく、富山県、新潟県、福井県の各県で甚大な被害が発生しました。

この液状化とは、地盤の揺れによって、地下水を含んだ緩い砂地盤が液体のような状態になる現象です。リスクの高い場所は、沿岸部や埋立地、河川の沿岸部や下流域、そして昔の地形が川や池だった場所など多岐にわたります。

愛媛県地震被害想定調査では、南海トラフ巨大地震の液状化の想定結果によると、今治市の平野部及び海岸低地部において液状化危険度が極めて高い地域があると想定されており、また液状化による沈下量も大きいため、建物全壊棟が5,571棟と、愛媛県内でも最も多く想定されています。

本市においては、地震防災マップで液状化危険度を表示し、ホームページでも周知を図られていますが、さらに液状化対策が進むよう、必要性を周知するほか、事業者と連携し、液状化の対策の促進策を検討すべきと考えますが、御見解をお伺いします。

液状化対策に取り組む東京都は、首都直下地震において、都内の埋立地域や地下水の深度が浅い地域などでは液状化が広く発生し、被害が甚大に及ぶ危険性があり、液状化対策工事への補助を行っています。

本市においても、南海トラフ巨大地震では、今治市内の広い地域で液状化が発生し、被害が

甚大に及ぶ危険性が想定されています。

そこで、土地所有者等が行う液状化対策のための地盤調査や対策工事に係る費用への補助を開始すべきと考えますが、御見解をお伺いします。

○達川雄一郎議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 渡部議員の御質問にお答えいたします前に1点御報告がございます。

先月29日、国の産業技術総合研究所は、燐灘における2つの海底活断層を確認したと発表し、今月6日には地元紙でもそのことが報じられました。日本列島には、周辺の海底も含めると約2,000もの活断層があると言われておりますが、燐灘はこれまでは調査の空白域となっていたということでもあります。

研究所からは、今後、掘削調査などを進め、沿岸地域の地震防災・減災につなげるとのコメントも出されておりましたが、今回の海底活断層のうちの一つは今治市沖から上島町沖に至る海域に存在しておりますことから、本市といたしましても、今後、国や愛媛県との連携を強め、しっかりとした対応を進めていく必要があると考えております。

それでは、改めまして、御質問の愛媛県の南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しによる備えについての1番目、災害時に迅速に対応できる体制の整備についてでございます。

本年2月、愛媛県が公表しました新たな地震被害想定では、本市における地震の揺れによる被害は一定程度減少した一方で、液状化や津波浸水想定区域の拡大に伴う被害の増加が示されております。特に、津波浸水想定区域の拡大により、現在の市役所庁舎周辺をはじめとする重要な拠点施設への影響も懸念されるなど、より一層の防災対策が必要であると認識しております。

渡部議員の御指摘にもございましたように、令和6年能登半島地震でも見られますように、近年の大規模災害は広範囲かつ複合的な被害をもたらしており、発災直後の初動対応をいかに迅速に行うかが、その後の救助や復旧に大きく影響するものと考えております。

こうしたことから、本市におきましては昨年11月に、ピースウィンズ・ジャパンはじめ、行政、企業、民間団体などと連携し、南海トラフ巨大地震を想定しました多機関連携災害時医療救助訓練を実施したほか、昨年8月には、警察や広島県呉市と連携し、関前地区と呉市の豊地区において救出・救助や避難訓練を実施するなど、実災害を見据えた広域的な訓練に取り組んだところであり、得られました知見をしっかりと次の備えに生かしていかなければなりません。

また、大規模災害時には、道路啓開や救助活動、物資輸送に必要な重機や資機材の確保が課題となりますことから、今治市が発災直後から主体的に活動できる体制を平時から整えておくことは、迅速かつ的確な初動対応を行う上で大きな力になるものと考えており、このため、このたびの補正予算に、公益財団法人B&G財団の助成を活用し、防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築事業を計上させていただいております。

同事業により、油圧ショベルやスライドダンプ、救助ボート、防災倉庫などの整備、それらを活用した実践的な訓練や人材育成の推進など、発災初期における対応力強化が図られるものと考えています。

さらには、災害時の広域連携も重要となりますことから、国の応援・受援アクションプランに基づき、群馬県太田市とのカウンターパート体制を構築しているほか、愛媛県内では、東温市、久万高原町及び内子町との間で応援・受援体制を構築しているところであります。

加えて、本年5月、本市を含む四国ブロックのB&G海洋センター等を有する市町村の災害時相互応援協定が締結されたほか、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会など既存の広域ネットワークも活用するなど、重層的な連携体制の強化を図っております。

こうした防災拠点整備や広域連携を通じ、災害時に助けられる側として備えるばかりではなく、被災地域を支援する、助ける側としての力も高め、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、2番目、自助・共助力向上に向けたさらなる取組についてでございます。

大規模災害時には、行政による支援が全ての地域に迅速に行き届くことが難しいため、市民一人一人による自助と地域で支え合う共助の力を高めることが重要であります。

昨年の今治市の大規模林野火災においても、多くの市民の皆さんが避難を経験される中で、日頃からの備えや地域での支え合いの大切さを改めて実感していただいたのではないかと考えております。

本市においては、今回の令和7年今治市林野火災で得た、避難所運営における教訓を踏まえ、防災士や職員による実動訓練を通じ、外国人住民を含む多様な避難者への対応や、避難者目線での環境改善を進め、共助の力の向上に取り組んでおります。

また、令和7年今治市林野火災の検証において有識者からいただいた、避難生活の質の向上や災害関連死の防止に関する助言を契機に、スフィア基準の徹底など、防災対策の見直しを着実に進めているところでございます。

さらに、今議会に、臨時交付金を活用した、住民の皆様の災害への備えを後押しするための予算を計上させていただいております。具体的には、寝袋やエアマット、ポータブルバッテリーなど、避難生活の環境改善につながる防災資機材の購入、さらには非常持ち出し袋や応急救護用品など、家庭での備えに必要な防災用品の購入などを支援するものであります。

非常持ち出し品は、準備して終わりではありません。定期的な見直しが重要でありますことから、この機会にそれぞれの家庭において備えの点検や更新を進めていただきたいと考えております。

こうした様々な取組を通じ、市民一人一人の備えを後押ししながら、自助、共助による地域防災力の向上につなげてまいります。

次に、3番目、液状化の想定結果への対策についてでございます。

液状化は、建物被害ばかりではなく、道路やライフライン、避難や救助活動にも影響を及ぼしますことから、まずは地域のリスクを正しく理解し、平時から備えていただくことが重要であると認識しております。

今回の愛媛県の被害想定では、本市でも液状化による建物被害の増加が想定されておりますことから、既に地震防災マップやホームページ等を通じて液状化危険度の周知を行っておりますが、今後も市民や事業者の皆様への一層の啓発に努めてまいりたいと思います。

また、液状化対策に係る地盤調査や対策工事への支援についての御提案を頂戴いたしましたが、現段階で、東京都や令和6年能登半島地震の被災自治体などで導入事例はありますものの、所有者との費用負担などの問題もあって、全国的にはまだ導入自治体が限られている状況にありますことから、液状化による被害軽減対策につきましては、今後も他の自治体の取組を参考にしながら検討を深めてまいります。

本市といたしましては、公助、共助、自助の三位一体による防災力の強化を図り、それぞれが連携し機能することで、災害にしやすい強い地域ディフェンス力の向上につなげ、市民が安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○渡部 豊議員 議長。

○達川雄一郎議長 渡部豊議員。

○渡部 豊議員 防災対策への具体的な対策を御答弁いただきました。

私自身、防災士として、地元の小学校の防災訓練を、寒さの厳しい2月に毎年行っており、防災とは続けること、繰り返すことの大切さを実感している次第でございます。

最初の質問で、大規模災害に備え、迅速かつ的確に初動対応を行うための体制整備や広域連携の強化に取り組むことについてお伺いいたしましたが、本市では昨年3月に令和7年今治市林野火災を経験したことにより、危機管理を、受け身ではなく、ピンチをチャンスに変える積極的な取組をお聞きし、心強く思いました。

また、自助・共助の意識を高めていくためにも、市民に対して備蓄や非常持ち出し品の準備を後押しする取組につきましては、一人一人が自宅や地域の災害リスクを認識し、災害が起きたときにどう行動するか、何が必要か、主体的に考えるきっかけにつながるものと思います。

最後に、愛媛県の南海トラフ巨大地震の液状化の想定結果につきましては、本市は液状化危険度が極めて高い地域があるとの想定結果を真摯に受け止めていただき、対策に取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○松浦有彩議員 新政会の松浦有彩です。

本日は、全国的に広がりつつあるラーケーション制度について質問いたします。

近年、少子化やデジタル化、共働き世代の増加など、多様化する価値観の中で、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。不登校児童生徒の増加、教育現場によるストレスの多様化、また夫婦共働きや週末出勤など働き方の多様性により、家族関係の中で得られる団らんやお手伝いなどの日常的な営みや文化・社会的活動の体験格差など、学校教育だけでは対応しきれない課題も顕在化しており、多様な学び方が必要な時代となってきました。

そのような中、全国では、ラーケーション制度、いわゆる、ラーニング、学びと、バケーション、休暇を組み合わせた制度導入が進みつつあります。学校に申請を出せば、平日でも欠席ではなく出席停止になる制度です。愛媛県でも、新居浜市や宇和島市が既に制度を導入しました。

学校では体験できない、家庭や地域における体験活動を1つの学びとして位置づける制度であり、単なる旅行休暇ではなく、多様な学習機会を保障し探求する、新たな教育の在り方として注目されています。

例えば、地域文化の学習、防災学習、地元企業や産業見学、自然体験活動、平日の博物館や科学館利用といった、学校では得難い実体験を通じた学びが期待されます。ラーケーションは、ただの家族との旅行休暇ではなく、学校と地域で学ぶ体験を、学校では体験できない学習として認める制度です。

現代は、学校だけが学びの場だった時代から、地域全体で子供を育てる時代へと変わっております。また、子供たちに必要なのは、単なる休暇ではなく、実体験による学びだと思います。学校ではなく家庭での非日常体験というものは、大人になっても記憶に残り、子供の生きる力や価値観の土台となる、非常に重要な要素でもあります。学力テストのような数値では測れない、個人の内面的な能力である非認知能力の向上にもつながります。そして、不登校や学校への行き渋りがある子供たちにとっても、正式に制度を利用して数日休み、家族と過ごすという内容は有益であり、子供と保護者が平日に時間を共有できることは、家庭教育の充実や子供の心理的負担軽減にも一定の効果があると考えます。

一方で、家庭環境による利用格差、学校現場の負担増、学力への影響などの懸念があることも十分理解しております。そのため、制度設計に当たっては、ほとんどの自治体が規定を決めており、年間利用日数が3日から5日、事前申請及び学習記録提出、学校負担を増やさない簡素な運用などが行われているようです。

そこでお尋ねいたします。

1番目、本市として、子供の多様な学びを支援する観点から、ラーケーション制度についてどのように認識し、導入を含めた検討を進める考えはあるのかお伺いいたします。

また、観光や地域施設利用の平準化という観点からも、地域経済への波及効果が期待されま

す。観光地などでは、繁忙期に大勢人が集まりますが、子育て世代の利用は平日に分散でき、また閑散期に行けたほうが子供たちにとって安全性も高くなります。

ほかにも、例えばラーケーションを使った観光の誘致も考えられます。特に、今治市は自転車のまちとして全国的に知られており、インバウンドの自転車観光客も多いですが、自転車でしまなみ海道を渡ったりといった体験はまさに親子の体験型教育であり、タオルの学習や造船所を外から見ただけでも学習ができるすばらしい環境であるということを考えても、しまなみ海道や今治市がラーケーション推進地域として名をはせることができると思います。

また、平日の宿泊施設や観光施設も、ラーケーション親子プランと銘打って人を呼び込むといった観光誘致の一つのやり方として実用性があります。

そこで、2番目としてお尋ねいたします。本市の観光資源を生かしたラーケーションの誘致についてのお考えをお聞かせください。

以上です。

○達川雄一郎議長 答弁を求めます。

○小澤和樹教育長 松浦議員御質問のラーケーション制度についての1番目、今治版「ラーケーション」の導入についてお答えさせていただきます。

児童生徒が学校外において多様な体験を通じて学びを深めることは、その成長にとって一定の意義があると認識しております。本市におきましては、申請を要するラーケーション制度そのものは導入しておりませんが、申請という手続を伴わなくても、保護者の申出に基づき、学校において個々の事情を把握した上で旅行等の学校外での体験活動を行うことを認めるなど、柔軟な対応を行っているところです。具体的な対応といたしましては、保護者から平日の欠席や体験活動の相談を受けた際、事前に学習プリントや課題の提出を促したり、登校後に授業の遅れを取り戻すための個別指導を行ったりするなど、児童生徒一人一人に寄り添ったフォローを自発的に行っております。

このように、本市の教育現場には、誰一人取り残さないという教育理念の下、制度の有無にかかわらず、家庭の事情に寄り添う支援体制が既に根づいているものと考えております。

なお、新居浜市では、令和7年度よりラーケーション制度を施行し、年間3日を上限として、家族旅行や自然体験、地域行事等を欠席扱いとしない取組が進められているところでございます。

こうした中、働き方や家族の在り方が大きく変化する現代において、多様な学びの機会を提供することも大切だと考えております。本市では、地域や生活環境の違いを生かした多様な学びを実現するため、愛媛県内でいち早く導入した今治版デュアルスクールの充実を図っているところでございます。

ただ、ラーケーション制度につきましては、授業を欠席することによる学習の遅れが生じる可能性や、家庭の経済状況や働き方などにより、休みの取得のしやすさに差が生じる可能性が

あるなどの課題もあると認識しております。

今後につきましては、現状の対応を継続しつつ、国や愛媛県の動向、他の自治体の取組状況等にも注視しながら、子供の学びの保障と家庭の多様な働き方への理解の両立を図る観点から、本市における制度の在り方について研究を進めてまいります。

以上でございます。

○富田義勝総合政策部長 松浦議員御質問のラーケーション制度についての2番目、本市の観光資源を活用したラーケーション誘致についてお答えさせていただきます。

ラーケーションは、学びと体験を組み合わせた新たな取組として注目されており、観光の視点では、地域資源を学びの場として活用することにより、交流人口や関係人口の創出につながる可能性のある取組であると認識しております。

一方で、本市といたしましては、ラーケーションに限らず、今治市全体を学びと体験のフィールドとして捉え、今治市外、愛媛県外の方々に向けて、本市が有するサイクリングやグリーンツーリズム、しまなみアースランドの環境教育や、さらには歴史、文化、産業といった多様な体験資源の魅力を、学びの視点を意識しながら体系的に整理し、分かりやすく発信していくことが重要であると考えております。

あわせて、夏休みや春休みといった長期休暇の機会を捉え、親子で本市に滞在しながら多様な体験をしていただくことや、先ほど教育長からの答弁にもございました今治版デュアルスクールなどの既存制度も活用し、一定期間、本市で生活し、学び、地域と関わっていただく取組を通じて、交流人口や関係人口の拡大につなげていきたいと考えております。

こうした取組が進むことにより、平日の体験型観光や宿泊利用の促進などにも寄与する可能性があるものと捉え、ラーケーションを取り巻く国やほかの自治体の動向を注視し、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○松浦有彩議員 議長。

○達川雄一郎議長 松浦有彩議員。

○松浦有彩議員 学校現場で個々に休みの申請を対応しているということは分かりました。ただ、ラーケーション制度を利用するといったことで、肩身が狭い思いをして休暇を取るというのではなく、制度として利用したということで気持ちよく休暇を取れるという意味では制度を打ち出すということには意味があると思っています。

ラーケーション制度というのはメディアでも取り上げられまして、子育て世代では広く周知されつつあります。この制度を取り入れている自治体に住んでいる私の友人からの情報でも、保護者に大変好評だと聞いております。時代にも適合しており、メリットが分かりやすく感じ

られるということもあって、今治市内でも私の周りの子育て世代の方々からは、早く今治市も制度を取り入れるように提案してほしいといった声も集まっております。

共働きの現代においては、夫婦が協力し合って子育てする時代となっております。この制度の活用により、なかなか子供との触れ合いの時間が持てず、忙しく過ごしている子育て世代にとって、今治市での子育ての満足度が向上すると思います。また、少しでも多くの子供たちがこれから生きるヒントや力を得る機会を得て非認知能力の向上につながっていくことを願ひまして質問を終了いたします。

○谷口芳史議員 それでは、通告に従いまして質問を行います。

1 番目、今年 2 月 12 日に、愛媛県及び愛媛県内 20 市町の間で、災害時におけるトイレカー等の相互応援に関する協定が結ばれています。これは、災害が発生したときに、被災した市町や愛媛県外の自治体に、愛媛県や市町が所有するトイレカー等を派遣するために定めた協定のようです。

トイレカーを所有する自治体同士がこのような協定を結ぶことはこれまでもあったように思いますが、この協定は、トイレカーの所有の有無に関係なく、愛媛県及び愛媛県内 20 市町全ての間で協定が結ばれているようです。もちろん本市も加入しております。

そこで、まず、1 点目、この協定はどのようなものであるかお伺いいたします。

また、2 点目、この協定を結んだ愛媛県及び愛媛県内他市町のトイレカー等の所持はどのようなになっているのかお聞かせください。

また、3 点目、本市はトイレカーを所持しておりませんが、本市はこの協定に対してどのように貢献していくのか、また 2 番目、トイレカーの導入をどのように考えているのかお聞かせください。

次に、デジタル教科書についてお伺いいたします。

1 番目、本市の全小中学校に 1 人 1 台のタブレット端末が配置されて数年たち、デジタル教育も充実してきているようです。デジタル教科書も授業の中に導入されて、有効に、かつ効果的に利用されているようです。

国におきましてもデジタル教育に力を入れており、今国会では、デジタル教科書を正式な教科書とする関連法案を審議中で、6 月中に成立、予定では 2030 年度から正式な教科書として導入を目指しているようです。成立すれば、現在の紙のみの教科書に、紙とデジタルの両方、あるいはデジタルのみのいずれかを選べるようになるようです。

デジタル教科書等について、報道関係の学校現場の意識調査によりますと、小学校低学年では、紙のみや紙を中心とするほうが望ましいとの回答が 94%、中学校では 80%、小学校高学年では約 54% との結果があったようです。また、教科によってもばらつきがあり、国語、算数などでは紙を中心が高くなっていますが、英語などでは完全デジタルが望ましいが高かったようです。

また、デジタル教科書の正式教科書化への懸念は、ある、またはどちらかといえばあるを合わせて 72% もありました。

このデジタル教科書については、2024 年 12 月議会でも、紙の教科書を使うことの重要性、またデジタル教科書の利用に関しての質問を私はいたしました。改めて、正式採用となるデジタル教科書に関して質問したいと思います。

最初に、1 点目、デジタル教科書の正式採用についてどのように考えているのかお聞かせください。

また、2点目、教科でもデジタル教科書の正式教科書化への懸念があるが多く見られましたが、デジタル教科書の有効性、またデジタル教科書の使用が及ぼす障害などについてどのように考えているのかお聞かせください。

また、3点目、先ほどの調査では、英語などの授業ではデジタル教科書が望ましいの割合が高い結果など、今後、教科によっては完全デジタルになることも考えられますが、紙とデジタルの使い分けについてどのように考えているのかお聞かせください。

以上です。

○達川雄一郎議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 谷口議員御質問のトイレカー等についてのうち、2番目、本市のトイレカー等の導入について、どのように考えているのかについてお答えさせていただきます。

トイレカーは、自走により被災地へ迅速に移動でき、衛生的で快適なトイレ環境を提供できますことから、有効な災害対応資機材の一つであると認識しております。一方で、使わない期間のほうなが長いため、保管場所や維持管理に苦勞する、1台や2台ではとても足りない、くみ取りが追いつかない、水洗式トイレの水の確保ができないといった課題が指摘されております。

本市におきましても、これまでも何度もトイレカーの導入について検討を重ねてまいりましたが、今治市の多様な地勢を勘案いたしますと、発災直後には1人でも多くの皆様が安心してトイレを御利用いただけますよう、まずは必要なトイレの数を迅速かつ十分に確保することを最優先すべきであるとの判断をさせていただいたところであります。

このため、本市におきましては、令和6年能登半島地震以降は、スフィア基準も参考にしながら、簡易トイレや排せつ物を入れる袋の備蓄を大幅に拡充するとともに、水を使わず、排せつ物をフィルムと凝固剤で密閉固定化する自動ラップ式トイレや福祉対応トイレ TENT を整備するなど、誰もが安心して避難生活を送ることができる環境づくりに取り組んでおります。

さらに、今年度は、配慮が必要な皆様向けの組立て式ベッドに加え、仮設集合型トイレ TENT などの整備も進めますとともに、必要な場所へ迅速に届けるための搬送体制の強化にも努めているところでございます。

今後も、他の自治体の運用状況や災害現場での実績、新たな技術動向も注視しながら必要な選択肢について研究を重ね、誰もが安心して避難生活を送ることができる環境づくりに取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

○越智貴紀市長公室長 谷口議員御質問のトイレカー等についての1番目、災害時におけるトイレカー等の相互応援に関する協定について、私からお答えさせていただきます。

まず、1点目、この協定の内容はどのようなものであるのかについてでございます。

本年2月に愛媛県及び愛媛県内20市町で締結した、災害時におけるトイレカー等の相互応援

に関する協定は、愛媛県内外において災害が発生した場合に、愛媛県及び市町が所有するトイレカーを迅速かつ円滑に派遣するものでございます。

令和6年能登半島地震では、上下水道施設の被害により、既存のトイレが長期間使用できなくなり、避難生活における衛生環境の確保が大きな課題となりました。

こうした教訓を踏まえ、愛媛県及び全市町からあらかじめ顔の見える関係を構築しておくことで、迅速にトイレ環境の確保ができるものと期待されており、将来的な整備も視野に入れた円滑な運用が可能になるものと考えております。

次に、2点目、この協定を結んだ愛媛県及び県内各市町のトイレカー等の所持はどのようになっているのかについてでございます。

現在、トイレカーにつきましては、愛媛県が1台、松山市、宇和島市、大洲市が3台、八幡浜市、砥部町が2台、新居浜市、西予市、伊予市が1台ずつで、四国中央市がトイレトレーラーを1台所有しております。

このように、愛媛県及び愛媛県内9つの市町において、トイレカーが17台、トイレトレーラー1台の合計18台が整備されています。

これらの車両は、愛媛県内での災害対応はもとより、愛媛県外で大規模災害が発生した場合にも、愛媛県が調整役となり、被災地への支援に派遣されることになります。

最後に、3点目、本市はこの協定に対してどのように貢献していくのかについてでございます。

本市は現在、トイレカー等は所有しておりませんが、災害支援に活用できる特殊車両として、愛媛県内の自治体では唯一の移動型浄水車を保有しております。この車両は、被災者に必要とされる1人当たり1日3リットルの水を基準として計算しますと、1日で約8万人の生活用水を川や池などの淡水をもとにつくることができ、令和6年能登半島地震では、石川県志賀町へ派遣し、断水地域における生活用水の供給支援を行ったところでございます。

大規模災害時には、トイレ環境が整っていたとしても、水の確保といった課題も併せて発生いたします。そのような中で、飲料水や生活用水の安定供給を支えることが可能となるわけです。本市といたしましては、移動型浄水車という強みを生かし、愛媛県内外の被災自治体における水の確保という重要な役割を担うことで、トイレカーは保有していませんが、この協定を通じた災害支援に貢献してまいります。

以上でございます。

○小澤和樹教育長 谷口議員御質問のデジタル教科書についての1番目、デジタル教科書を正式な教科書にすることについてお答えさせていただきます。

まず、1点目の、デジタル教科書の正式採用をどのように考えるのかでございます。

国においては、学校教育法等の改正により、従来の紙の教科書に加え、デジタル教科書や、紙とデジタルを組み合わせたハイブリッド型の教科書を正式な教科書として位置づける方針が

示されております。

本市といたしましても、本制度改正は、児童生徒一人一人の学びの充実や、多様な学習ニーズへの対応を図る上で意義のあるものであると受け止めております。

一方で、教科書を使った学習で重要なのは、紙かデジタルかのいずれかに偏ることではなく、それぞれの特徴を生かした活用であると考えております。特にハイブリッド型の教科書については、これまで進めてきたアナログとデジタルのベストミックスの考え方と方向性を同じくするものと認識しております。

次に、2点目の、デジタル教科書の有効性や障害などについてどのように考えているのかでございます。

デジタル教科書は、動画や音声、拡大表示などの機能を活用することで、学習内容の理解を深めたり、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行ったりすることができる特徴があります。本市でも、今治市内全小中学校に英語科と算数科・数学科の学習者用デジタル教科書を導入し、デジタルの有効性を生かした活用をしているところでございます。

英語科のデジタル教科書では、音声を個々の理解度に応じた速度で再生できる機能を活用して、授業だけではなく予習や復習にも役立てております。

算数科・数学科のデジタル教科書についても、特に空間図形や立体の学習において、図形を回転させたり、様々な方向から観察したりできる機能を活用し、理解を深める学習を進めております。

さらに、デジタル教科書に付随するアドバイスの提示機能を生かし、予習や復習にも役立てているところでございます。

一方で、デジタル機器を長時間使用することで視力への影響等が考えられるため、健康面への十分な配慮が必要であると認識しております。

また、デジタルだけの活用に偏ると、学習にとって必要な読み書きがおろそかになる可能性があります。基礎的な学習の定着は重要であると考えており、特に小学生の低学年については、紙面を読んだり、ノートに書いたりといった行為を大切にしております。

次に、3点目、紙とデジタルの使い分けについてどのように考えているのかでございます。

本市では令和3年度に、全小中学校へ1人1台端末を導入し、デジタルの特性を生かした学習環境の整備を進めてまいりました。中学生に対しては、講義動画や確認テストなどの機能を備えたオンライン学習サービスである「スタディサプリ」を導入し、小学生に対しても、自主学習への意欲を高める様々なコンテンツが用意されたドリルソフトである「タブドリLive!」を活用するなど、学習者用デジタル教科書以外にも、一人一人に応じた個別最適な学習環境の構築を進めております。

一方、紙の教科書は、デジタル教科書に比べて目の負担が少ないため、長時間学習しやすいという利点があります。さらに、紙面では見開きで多くの情報を同時に把握できるため、単元

全体の流れや内容同士の関連性をつかみながら学習を進めやすく、学習内容によっては、紙媒体のほうが集中でき、思考を深めやすいといった利点があると考えます。

本市では、これまでも、児童生徒の発達段階や教育目的に応じてアナログとデジタルを適切に使い分けながら教育活動を進めてまいりました。例えば、観察や体験活動、掲示物の作成など、実体験を重視するアナログ的な学習を行う一方で、プレゼンテーション資料の作成や情報収集、意見交流などにおいてはデジタルを活用したりするなど、それぞれのよさを生かして学習の充実に努めております。

これらを踏まえ、紙とデジタル、それぞれの特性や利点を十分に生かしながら適切に使い分けることができるハイブリッド型の教科書を基本とし、児童生徒の学びの実態や多様な学習形態を踏まえながら今後の教科書の在り方について検討してまいります。今後もこれまでの取組を継続することで、より一層、児童生徒一人一人の発達段階や学習内容、認知特性等に応じた学びを充実させ、誰一人取り残すことなく可能性を伸ばすことができる教育の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○谷口芳史議員 議長。

○達川雄一郎議長 谷口芳史議員。

○谷口芳史議員 最初にトイレカー等についてですが、市長が導入に難点を示しているところでくみ取りの問題と水の問題と言われましたけれども、これ、バイオの分解型とか水循環型とかいうのもありますので、その点は考慮から外してもいただきたいと思いますし、大事なことは、この協定が、愛媛県がわざわざ全市町を含めて結んだということ、このトイレカーが非常に災害時には有効であるから、このような協定を愛媛県内だけでもしっかりと全市町で結んでいこうということを考えて、愛媛県が主体となってつくったものと思いますので、トイレカーが本当に災害時においては大事なものであるということなので、松山市も、去年たしか、その部分に合わせてかどうかは分かりませんが導入したのではないかと思います、今治市としても協定に対して貢献できるように、導入を検討していただきたいと思います。

それで、デジタル教科書ですけれども、12月議会でも申しましたが、紙の教科書、すごい大事なものだと思いますので、教育に関しましては、先進国も紙への回帰が起こっているということを申しましたが、完全にデジタルでなく、しっかり紙の教科書で本来の教育の姿というものを残したままデジタルを有効に活用していただきたいと、このように思います。

教育は、アナログ、人と紙、これが本当に大事だと思いますので、しっかりとその点に関しては考えた上でデジタル教科書の採用をどうかお願いいたします。

以上です。

○内山葉子議員 新政会の内山葉子です。通告に従い質問させていただきます。

まず、愛媛県立今治病院整備事業の入札中止を受けた本市の対応と今後の県への要望についてでございます。

4月27日、愛媛県立今治病院の移転新築事業は、参加事業者が全て辞退し、入札中止となりました。

愛媛県立今治病院は、本館完成から40年が経過し、老朽化に加え、免震性能の不足や敷地内ヘリポートがないことなど、災害対応上の課題も抱えています。愛媛県は愛媛県立今治病院老朽化対策基本計画を策定し、移転新築を進めてきましたが、今回の入札中止によって、整備スケジュールは不透明になりました。これは、単なる施設整備の遅れではなく、今治圏域の救急・急性期医療、災害時医療を支える基盤に関わる重大な問題です。愛媛県の事業であっても、立地自治体である今治市が市民にどう説明し、愛媛県に何を求めるのかが問われていると考えます。

そこで、3点について伺います。

1 番目、入札中止後の県からの説明・連絡の有無と本市としての現状認識について。

まず、今回の入札中止について、愛媛県から今治市に対し、いつどのような形で説明、連絡があったのかお伺いします。あわせて、その説明内容を踏まえ、今治市としてこの事態をどのように受け止めているのか、今治圏域の救急・急性期医療への影響や市民への説明責任も含めた現状認識をお示しください。

2 番目、代替案・新スケジュール提示、適切な規模・機能の再検討及び公開協議の場の設置に関する県への要望について。

次に、愛媛県は再入札に向け、仕様や入札価格の見直しを進める方針を示していますが、地域にとって最も重要なのは、今後の見通しと必要な機能をどう確保するのかという点です。

そこで、今治市として、愛媛県に対し、新たな整備スケジュールの提示、適切な規模・機能の再検討内容の明示、市民や医療関係者に対する説明及び公開協議の場の設置を求める考えがあるのかお伺いします。

3 番目、「命のインフラ」として県が責任ある整備を進めるよう本市から強く働きかける姿勢について。

愛媛県立今治病院は、今治圏域の中核病院として、救急・急性期医療や災害時医療を支える、まさに命のインフラです。今回の入札中止を受けてもなお必要な機能を後退させることなく、責任ある整備を進めるよう、今治市として愛媛県に対して強く働きかけるべきと考えます。今治市として、その認識と、今後どのような姿勢で愛媛県に臨むのか、お考えをお聞かせください。

在宅介護における抱え上げ介護とノーリフティング推進について。

私は、今治市議会議員として今治市内の介護現場の声を伺う一方で、在宅で家族介護に向き

合う立場にもあります。その両方の立場から、どうしても伝えたい現実があります。2000年の介護保険制度開始以降、国は、住み慣れた地域で暮らし続ける在宅介護を推進してきました。しかし、その現場では、ベッドからの起き上がり、床からの起こし上げ、おむつ交換、移乗のたびに、家族やヘルパーが人力で体を抱え上げ、腰や膝を痛めながら支えている実態があります。

厚生労働省の職場における腰痛予防対策指針では、福祉、医療の現場で、原則として人力のみで抱え上げを行わせないこと、リフトなどの福祉用具を積極的に活用することが示されています。また、第14次労働災害防止計画でも、ノーリフトケア・ノーリフティングケアの推進が位置づけられています。

ここで、私自身の経験を申し上げます。

子供である私が母を抱き起こそうとしても、母は怖いと言って体を強張らせます。高齢の方にとっては、ぎゅっとつかまれ一気に体を動かされること自体が恐怖であり、落ちるのではない、どこに動かされるのか分からないという不安が先に立ちます。人力だけで持ち上げる介護は、介護する側の腰を痛めるだけでなく、介護される側にとっても、安心や尊厳を損ないかねない介護になってしまいます。

デンマークなどの介護先進国では、リフトや福祉用具の使い方だけでなく、介護される側がどう感じるかという視点も含めて研修が行われ、介護する側とされる側の双方を守る仕組みが整えられてきました。

ノーリフティングは、職員の腰痛予防だけでなく、介護を受ける人の安全と尊厳を守る考え方でもあります。日本でも施設や病院では少しずつ広がっていますが、問題は、この考え方が在宅まで十分に届いていないことです。

地域包括支援センターやケアマネジャーに聞き取りすると、本当は起き上がらせたいが安全にできない、介護保険の枠が足りず、必要な支援や用具の導入まで届かないという切実な声があるとのことでした。

国が在宅介護を進めるのであれば、自治体もまた、在宅で人力に頼りきらない介護へ転換する責任があると考えます。

そこで、以下3点についてお伺いします。

1 番目、在宅での転倒・抱え上げ介護の実態把握について。

在宅で生活する高齢者が転倒した際、家族やヘルパー、時には地域住民が、倒れた体をそのまま人力で抱え上げているケースが少なくないと聞いています。今治市として、こうした在宅での転倒・抱え上げ介護の状況をどの程度把握しているのかお伺いします。

また、地域包括支援センターやケアマネジャーなどに寄せられている相談の中で、家族が腰を痛めながら毎日抱え上げているケース、起き上がらせたいが安全に介助できないケース、介護保険のサービス枠の制約により十分な支援につながっていないケースがどの程度あると認識

しているのか、現状をお示してください。

2 番目、介護者の腰痛予防と在宅ノーリフティング推進について。

厚生労働省の職場における腰痛予防対策指針では、原則として人力による抱え上げを避け、リフトなどを活用することが示されています。これは、施設や病院だけでなく、本来は在宅介護においても共有されるべき安全の原則だと考えます。

愛媛県では、平成7年度に研修会を実施し、また明德短期大学でも毎年介護研修が行われているとのことですが、現場ではなお、起き上がらせたいができない、抱え上げない介護が十分に広がっていないという声があります。研修があることと、在宅の現場に定着していることとは別問題です。今治市として、在宅サービス事業所、ケアマネジャー、地域包括支援センターに対し、腰痛予防やノーリフティングの考え方をどのように周知し、どのような研修や情報提供の機会を設けているのかお伺いします。また、今後、在宅介護においても、持ち上げない、抱え上げないを基本とするノーリフティングの考え方をより積極的に普及される考えがあるのかお聞かせください。

3 番目、在宅での抱え上げ介護への支援体制の構築について。

在宅で転倒した高齢者を安全に抱き上げるためには、人力でなく、起立補助具や移乗用具などの機器活用が有効です。しかし、現場からは、介護保険の枠が足りず、リフトや補助具の導入まで手が回らないという声が上がっています。制度があることと、実際に日々使えることとの間にギャップがあるのではないのでしょうか。今治市として、起立補助具などに関する相談窓口の明確化、貸出しの仕組み、介護保険サービスの組立ての工夫に加え、必要に応じて、今治市独自の助成や貸与など、介護保険の枠外も含めた支援の在り方を検討する考えはないのかお伺いします。また、在宅家族向けのノーリフティング講座やリフト体験会、あるいは在宅抱え上げ支援のモデル事業として、小規模でも具体的に始める考えがあるのかお聞かせください。

次に、ヤングケアラー支援について質問いたします。

ヤングケアラーの多くは、自分が特別なことをしているとは思わず、家のことをしているだけと感じながら、1人で責任や不安を抱え込み、学びや進路、将来の選択肢を狭めてしまうおそれがあります。見えにくいケアを見える支援につなげていくことが今治市に求められていると考えます。

国の調査では、家族の世話をしていると答えた子供は、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%とされる一方、自分をヤングケアラーだと自覚している子供はごく一部にとどまるとされています。今治市では、学校の協力を得て実態把握を行い、直近では、小学生6人、中学生2人、高校生11人という数字が示されていますが、この人数だけで今治市内の実態を十分に捉えきれているのか、私は課題があると考えています。

1 番目、まず、今治市として、今治市内のヤングケアラーをどのような方法で把握し、直近の数字をどのように評価しているのかお伺いします。また、自分をヤングケアラーだと自覚し

ていない、あるいは家庭の事情として言い出しにくいことで、支援が必要でも表に出ていない子供たちがいる可能性についてどのように認識しているのかお伺いします。

2 番目、次に、ヤングケアラーは家庭内の問題であるがゆえに表面化しにくく、最初に気づくのは学校の教職員であることが多いとされています。そこで、今治市内の学校において、教職員がヤングケアラーに気づき、適切に声をかけ、支援につなぐための研修や共通理解、またスクールソーシャルワーカーや福祉部局との連携体制がどのように整えられているのかお伺いします。

3 番目、現在、ヤングケアラーを含む家庭のお困り事の相談先としては、こども家庭課、いわゆるネウボラ課が窓口となっていると伺っています。しかし、子供自身が役所に相談することは非常にハードルが高いのが現実です。

国ではこども家庭庁が親子のための相談LINEを設けていますが、地域の具体的な支援につなぐには限界もあります。そこで、今治市として、こども家庭庁の相談LINEの地域密着版のような形で、今治市独自の公式LINEなどによる相談窓口を整備し、必要に応じて、学校、福祉、こども家庭部局につなげる仕組みを検討してみてはどうかと考えますが、お考えをお伺いします。

最後に、ウィッグ購入に対する助成制度の対象拡大について質問いたします。

今治市には、がん患者ウィッグ及び補整具等購入費助成事業があり、がん治療に伴う脱毛などに対し、購入費の2分の1、ウィッグ上限3万円の助成が行われています。この制度自体は、治療に伴う外見の変化による心理的負担を軽減し、社会参加を支える大切な制度だと考えています。

一方で、現行制度の対象はあくまでがん治療に伴う脱毛に限られています。しかし、実際には、円形脱毛症やストレス性脱毛症など、がん以外の理由で髪を失い、学校に行きづらい、外に出づらい、友人関係や就労にも影響が出ている子供や若者、市民がいます。髪を失うことによるつらさは、原因ががんかどうかで軽くなるものではありません。今ある制度を土台に、支援の対象を一步広げるべきではないかという観点から、以下3点についてお伺いします。

1 番目、がん患者以外の脱毛症を抱える市民の実態把握について。

円形脱毛症やストレス性脱毛症など、がん以外の理由で頭髪を失い、学校生活や外出、就労に困難を抱える子供、若者、市民について、今治市はどの程度実態を把握しているのかお伺いします。学校現場、医療機関、相談窓口などを通じて、どのような声や相談が寄せられているのか、現状認識をお示してください。

2 番目、現行制度の対象外となっている市民への本市の認識について。

今治市の現行制度はがん治療に伴う脱毛などを対象としており、その点は制度上明確です。

しかし、その結果として、同じように頭髪を失い、外見の変化に苦しんでいるにもかかわらず、がん以外の脱毛症の方は支援の対象外となっております。この制度の網から漏れている現

状について、今治市としてどのような課題認識を持っているのかお伺いします。

3 番目、がん患者以外の円形脱毛症・ストレス性脱毛症などの方への対象拡大の検討について。

今後、例えば医師の証明がある重度の脱毛症状について、年齢や対象要件を整理した上で、がん以外の円形脱毛症やストレス性脱毛症なども助成対象に含める方向で試行的に検討できないかお伺いします。まずは子供や若者を含む対象からでも、今ある制度を土台に一步進めることはできるはずです。

質問は以上です。

○達川雄一郎議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 内山議員御質問の愛媛県立今治病院整備事業の入札中止を受けた本市の対応と今後の県への要望についてお答えさせていただきます。

まず、1 番目、入札中止後の県からの説明・連絡の有無と本市としての現状認識についてですが、愛媛県の公営企業管理局からは、4 月27日の入札中止の発表に併せ、再入札に向け対応を検討している旨の連絡を受けております。市民が長い間待ち望んでいる愛媛県立今治病院の移転新築でありますので非常に残念ではありますが、昨今の世界情勢や物価高騰の状況を考慮いたしますとやむを得ない事態であると認識しております。

次に、2 番目、代替案・新スケジュール提示、適切な規模・機能の再検討及び公開協議の場の設置に関する県への要望についてでございますが、入札中止の発表があった翌日4月28日に中村知事にお会いする機会がございましたので、今回の発表で今治市民が不安を覚えている旨をお伝えするとともに、可能な限り早期の整備について直接お願いしたところでございます。

中村知事は5月28日の記者会見において、入札中止の理由については、直近の物価高騰が当初の想定を大きく上回り、事業者が積算した工事費が予定価格を上回ったためであると説明しておられます。また、老朽化が進む愛媛県立今治病院の建て替えは地域医療を守るために必要不可欠であると考えていると明言され、さらには再入札に向け、しっかりと準備を進めているとの発言もございました。

したがって、こうした状況の中で、さらなる要望を行う必要はないものと考えております。

最後に、3 番目、「命のインフラ」として県が責任ある整備を進めるよう本市から強く働きかける姿勢についての御質問がございました。

先ほども申し上げましたように、中村知事は記者会見で、愛媛県立今治病院の建て替えは地域医療を守るために必要不可欠と明言され、また愛媛県立今治病院を新築する方向に変わりはないかとの記者の質問に対して間違いないと回答されています。この問題は市民の皆様の関心も非常に高いことでありますので、このような情報をしっかりと把握いただき、周囲の方々にもそれをきちんとお伝えいただきますれば非常にありがたく存じます。

その他の御質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

○木村光男健康福祉部長 内山議員御質問の在宅介護における抱え上げ介護とノーリフティング推進について答えさせていただきます。

まず、1番目の、在宅での転倒・抱え上げ介護の実態把握についてでございます。

在宅介護における転倒事故等の実態につきましては、施設のように報告制度がないことから、統計的な数値の把握は困難であると考えております。しかしながら、地域包括支援センターには、自宅での転倒時の対応や、起き上がり介助に関する相談も寄せられており、無理な抱え上げは介助者の腰痛や負傷につながるおそれがあると認識しております。

次に、2番目の、介護者の腰痛予防と在宅ノーリフティング推進についてでございます。

本市では、介護の質の向上から、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を目的に、介護人材の離職防止、定着促進に向けたセミナーを毎年実施しております。

令和6年2月には、介護現場の負担軽減とサービスの質の向上を目的に、介護ロボット等の展示体験会BARIケアを開催しました。「ケアを受ける人も、する人も、笑顔で過ごせる未来を目指す！」をテーマに、ノーリフティングケアに関する講演会ははじめ、関連企業12社が持ち上げない介護機器などをブース出展し、愛媛県福祉サービス協会による相談コーナーも併設しました。

愛媛県が実施するノーリフティングケア普及啓発事業には、ほぼ毎年今治市内の事業者が参加しており、セミナー受講後は各事業所でノーリフティングケアの実践に取り組んでおります。

次に、3番目の、在宅での抱え上げ介護への支援体制の構築についてでございます。

起こし上げ器具の使用については、緊急時の使用を想定した場合、転倒後には骨折等が生じている可能性もあることから、慎重な対応が求められます。また、日常的な利用においても、利用者の身体状況や生活環境に応じた器具の選定、使用方法の指導が必要であり、専門職による評価の下で適切に導入されることが重要であると考えております。

このため、本市といたしましては、まずは介護保険制度の中で、福祉用具専門相談員やケアマネジャー等の助言を受けながら、福祉用具の活用を図っていただくことが基本であると考えており、既存制度の適切な活用を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ウィッグ購入に対する助成制度の対象拡大についてお答えします。

1番目から3番目まで、相互に関連しておりますので、一括してお答えいたします。

本市におけるがん患者ウィッグ及び補整具等購入費助成事業は、がん治療に取り組む方々の身体的・精神的負担を軽減することを目的とし、アピアランスケアの一環として令和4年度に開始いたしました。令和5年度には、対象品目に、手術で失った体の一部を補う人工ボディーパーツであるエピテーゼや、手足のむくみを防ぐための弾力性のある医療用ストッキングなどを追加することで、制度の充実を図り、現在では年間70件ほどの申請をいただいております。利用者からは、前向きな気持ちで治療に取り組むことができた、明るい気持ちになれたなどの

声が寄せられており、一定の効果があるものと認識しております。

一方で、円形脱毛症やストレス性脱毛症など、がん以外の要因により脱毛に悩まれている方が一定数いらっしゃるにつきましても認識しておりますが、これらの実態については、統計資料が十分に整っておらず、今治市として全体像を把握することは、現時点では困難な状況にあります。

がん患者以外の方へのウィッグ購入助成につきましては、外見の変化に伴う心理的負担の軽減を図り、生活の質の向上や社会参加の促進につながる可能性があることから、その必要性和意義については一定の理解をしているところでございます。

しかしながら、対象の拡大に当たりましては、対象範囲の設定や公平性の確保、財政負担の在り方など、検討すべき課題も多くございます。このため、今後は、他の自治体における取組状況や制度効果等の調査研究を進めるとともに、本市における実情も踏まえながら、総合的かつ慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○正岡靖彦こども未来部長 内山議員御質問のヤングケアラー支援についてお答えいたします。

まず、1番目、今治市内におけるヤングケアラーの実態把握については、今治市内の小中学生等を通じて、年度初めと各学期末の年4回、各学校からの報告を基に教職員への聞き取り調査を行うとともに、希望があった児童生徒との面談を実施する中で、ヤングケアラーの実態を把握しております。この方法は、児童生徒に日頃から寄り添い、行動や状況を注意深く観察している教職員の気づきに着目した、より実態に近い結果であると認識しております。

一方で、潜在的なヤングケアラーの存在につきましても常に意識し、地域や関係機関から寄せられる情報を基に、早期の発見、支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、2番目の、教職員等による学校での気づきと対応体制についてでございます。

本市独自の調査に当たって、今治市こども家庭センターでは、国が示す支援マニュアルの下、学校生活の中で、子供たちのサインを見逃さない、ヤングケアラーを発見するためのポイント、着眼点を整理いたしました。これらを基に、ヤングケアラーコーディネーターが教職員に対して、現場でサインに気づいた場合の対応方法や、学校と行政の連携方法について説明し、意見交換する機会を設け、目線合わせした上で、一人一人の状況把握に努めております。

また、ヤングケアラーコーディネーターがハブとなって、学校、福祉関係事業所、医療機関等をつなぎ、児童生徒に対する支援と同時に、家庭が抱える様々な課題の解決に向けて専門的なアプローチを展開しております。

次に、3番目の、子供本人がアクセスしやすい相談窓口と支援連携体制についてでございます。

現在、こども家庭庁において、子供が気軽に相談できるツールとして、公式LINE「親子

のための相談LINE」を開設しており、最初の相談の入り口として、多くの自治体がこのLINEの周知を図っています。加えて、本市の場合は、ヤングケアラーコーディネーターのほか、子ども家庭支援員や家庭児童相談員を配置し、学校との連携、電話や窓口による相談体制を整えており、国が開設しているLINEと本市の専門職による個別相談の人員体制を組み合わせることが、総合的かつ有効な支援につながるものと考えております。

引き続き、国や愛媛県の取組とも連携し、様々なリソースやチャンネルを効果的に活用しながら、子供たちが安心して学び成長できる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○内山葉子議員 議長。

○達川雄一郎議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 まず、愛媛県立今治病院整備事業の入札中止を受けた本市の対応と今後の県への要望についての、いただきました答弁に対しての再質問です。

ただいまの御答弁では、徳永市長より中村知事に要望に行ってくださいましたということ、愛媛県立今治病院の重要性や愛媛県との連携の必要性について認識されていることが分かりました。

しかし、今の答弁では、全体として愛媛県の動向を注視するという域を出ていないように聞こえます。

改めて伺います。

通告で申し上げたとおり、私が問うているのは、本市としてこの事態をどう認識しているのか、愛媛県に対して、新スケジュール、規模、機能の再検討内容、公開協議の場の設置を求める意思があるのか、そして「命のインフラ」として責任ある整備を強く働きかける姿勢を持つのかという点です。そこで、もう一度、今治市として愛媛県に対し、新たな整備スケジュールの提示、必要な機能の明示、市民、医療関係者への説明の場の確保を主体的に求める考えがあるのか、明確にお答えいただければと思います。

○徳永繁樹市長 お答えさせていただきます。

愛媛県立今治病院の入札中止ということについての認識は、先ほど答弁さしあげました。そして、これまで長い時間をかけ、多くの皆さんを巻き込み、愛媛県と信頼関係を持って、私も何ができるのか、そして愛媛県がどこで妥結できるのか、そういうことについてスキームをつくってまいりました。今のところ私どもが願うことというのは、誠実な関係をつくることではないかと私は思っております。

加えて、私から市民の皆様、様々な場面を通じて、今こういう状況でありますということについては、達川議長からもお話ししてもらいたいという御要望もいただいておりますので、

様々なシーンを通じて私の口からお話しさせていただいているところでございます。

現在、愛媛県においても、なぜこういう事態になったのかということについて真剣に、そして前向きに検討を深めていただいております。これは、私の意見も、そして前の今治市医師会会長でありますけれども、木本先生の意見も一緒なのだろうと思います。これが私どもの今お答えできるお話の内容でございます。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 再質問はありませんか。

○内山葉子議員 議長。

○達川雄一郎議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 愛媛県立今治病院の整備の遅れは、愛媛県の施設整備の問題にとどまらず、今治圏域の命と安全を支える基盤そのものに関わる問題です。だからこそ、今治市には、愛媛県の動向を見守るだけではなく、市民に説明し、今お答えいただきました、必要な情報公開と協議の場を求め、必要な機能を備えた整備を強く働きかける責任があると考えておりますので、今治市がその立場を明確にし、愛媛県に対して引き続き主体的に物を言うことを強く求めてこの質問は終わります。

次に、在宅での転倒・抱え上げ介護の実態把握について答弁いただきました。

ただいまの御答弁では、個別に把握はしているものの、実態として十分に見える化されていない印象を受けました。しかし、実際には、毎日抱え上げている、腰が限界だ、本当は起こしたいが怖くてできないという声が現場にあります。今治市としてこの問題を、単なる個別相談でなく、在宅介護を支える基盤の問題として、改めて実態把握を進める考えはないのか、お伺いいたします。

○木村光男健康福祉部長 お答えします。

起こし上げに関する部分であります。介護において移乗支援につきましては、在宅介護を継続していく上で非常に重要な動作であり、介護者の身体的負担の軽減、利用者の安全確保という観点からは非常に重要なことであると認識しております。

この部分に関しましては、介護される方への、体への負担も非常に大きいことから、現在においてはやはり、今、日常の動作において負担を感じている、介護される方も負担を感じているということでしたら、現在のプラン自体の見直しが必要ではないかと考えております。

現在、地域包括支援センターやケアマネジャーの方に御相談いただいて、ふだんの介護の在り方自体を見直す、これがまず優先ではないかと考えております。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 再質問はありませんか。

○内山葉子議員 議長。

○達川雄一郎議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 引き続き申し訳ないのですが、在宅介護における抱え上げ介護とノーリフティング推進についての3番目、在宅での抱え上げ介護への支援体制の構築についての答弁に対しての再質問です。

介護保険制度の活用が基本であることは承知しております。しかし、現場では、その基本だけで足りないからこそ、家族が無理を重ね、自分の腰を痛め、時には介護離職や共倒れにつながっているのではないのでしょうか。

研究にとどめず、まずは小さくても、在宅家族向けノーリフティング講座を実施する、起立補助具や移動支援用具の相談窓口を分かりやすく示す、モデル的に貸与や体験導入を行うといった具体的な一歩を踏み出す考えはないのか、改めてお伺いしたいです。

○木村光男健康福祉部長 お答えします。

起こし上げ支援事業の検討についてでございます。

先ほどお答えしましたように、現在のプランを見直すのがまず優先ではあります。先ほどのお話の中で、今のケアの介護が上限まで行っているということであった場合に、日常的にそういう転倒が起こる場合は、プランの見直しがまず必要であると思います。

その中で、実際、今後、起こし上げ事業を高齢者福祉事業として検討する場合ですが、実際の現場において、背中丸まった方を起こし上げるときにその器具で対応できるのかとか、実際ベッドの隙間にずり落ちた場合に、やはり一定の空間が必要な器具では対応できないとか、ベルトの装着、着座位置の調整など、なかなかすぐには対応できない状況がございます。

高齢者福祉サービスにおいて、申請に基づいて一律に助成を行うサービスを制度化するには、まだ十分な検討が必要ではないかと思っております。この場合に、他市の取組状況や本市の実情、制度設計上の課題など、十分に研究して、支援を必要とする方への適正な制度の在り方について検討してまいります。その検討の過程の中で、対象範囲や財源、他の制度との均衡など、様々な課題を整理した上で、事業化の可否を判断していくものと考えております。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 再質問はありませんか。

○内山葉子議員 議長。

○達川雄一郎議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 在宅介護における抱え上げ介護とノーリフティング推進についてお答えいただきました。

在宅介護を担っている家族は、24時間365日、ほとんど無償で、時に専門職以上の身体的・精神的負担を背負っています。その中で、抱え上げるしかない介護を当然のように続けさせることは、介護する側にもされる側にも限界があります。ノーリフティングは、介護者の腰を守るためだけの話ではありません。介護を受ける人の恐怖を減らし、安心と尊厳を守るための考え方であります。人力に頼る介護から、抱え上げない在宅介護へ、介護を本当に支えるのであ

れば、今治市としてもその転換を踏み出すべき時期に来ていると申し上げ、この質問は終わります。

次に、引き続き再質問で、がん患者以外の脱毛症を抱える市民の実態把握について再質問させていただきます。

現行制度の対象外となっている市民への本市の認識について第2問で問いました。答弁いただきまして、課題があると認識しているとのことでしたが、それは大変重要な認識だと思います。同じように髪を失い同じように苦しんでいるにもかかわらず、原因ががんかどうかという一点で支援の有無が決まる、この現状を制度の網から漏れていると捉えるならば、放置することは行政の責任放棄ではないでしょうか。財政的な整理が必要という点は理解しておりますが、まずは支援すべき対象であるという認識を今治市として明確に持つべきではないかと考えます。

この点についてもう一度、いかがお考えかお尋ねいたします。

○達川雄一郎議長 調査研究を進めるという以外のことですか。それ以上の答弁ということですか。そういう答弁が出ていますよね。

○内山葉子議員 調査研究を進めるという以外に、きちんと支援すべき対象であるという認識を今治市として明確に持っているかどうか、こちらをお尋ねいたします。

○木村光男健康福祉部長 お答えいたします。

対象の拡大につきましては、対象とする年齢や症状、補助の上限設定など、公平かつ継続的な制度運用に向けて整理すべき課題がございます。今回の子供の助成につきましては、まずは教育委員会と連携して、本市における現状把握に努めたいと思います。そうした上で、ほかの自治体の取組状況や、国、愛媛県の動向を注視するとともに、支援の在り方について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 再質問はありませんか。

○内山葉子議員 議長。

○達川雄一郎議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 今回この質問を取り上げましたのは、ある市民から、子供が円形脱毛症で学校に行けない、でも、今治市の制度は使えないという声をいただいたからであります。

髪を失うつらさはそれがどんな原因であっても変わりません。がんかどうかという一点で支援の有無が分かれる現状は、制度の谷間に人を置き去りにしていると言わざるを得ません。

今日の御答弁では、課題認識と検討の意欲を示していただきました。研究する、検討するを、次の議会までにぜひ実施するへと前進していただくよう強く求めて質問を終わります。

○野本貴士議員 共生クラブ・権興会所属の野本貴士です。通告内容に基づき質問いたします。

自転車の交通反則通告制度、いわゆる青切符の導入について。

1 番目、御存じのとおり、令和 8 年 4 月 1 日から自転車の交通違反に交通反則通告制度が導入されるという、市民生活の日常にとって、毎日、直接あるいは間接的に関わる大きな制度改革がありました。

警視庁によると、自転車は、通勤や通学、配達等の業務やシェアサイクルなど、身近で環境に優しい交通手段である一方で、自転車関連の交通事故が増加し、全交通事故に占める自転車関連事故の構成比や自転車と歩行者の事件件数も増加しており、交通ルールを守らない一部の自転車利用者への苦情等も多く寄せられており、自転車を取り巻く交通事故情勢が厳しい状況下、交通違反する自転車利用者に対する指導警告を強化し、悪質性、危険性の高い違反についての取締りを強化する中で、交通反則通告制度、いわゆる青切符の導入は、検挙後の手続を簡易迅速に処理することにより、違反者の時間的、手続的な負担を軽減し、実効性のある違反処理を行うことが可能であり、指導警告や青切符、従来の赤切符による処理が行われ、また警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には指導警告を行い、その反則が交通事故の原因となるような悪質危険な違反であったときには取締りが実施され、取締りの項目は113項目、対象は16歳以上の自転車運転者となり、16歳未満の者には原則として指導警告を行うとしています。

そのような中、本市では、交通反則通告制度導入以前、永井隆文議員が同内容について質問され、その際、理事者から、本市は国内外から多くのサイクリストが訪れるしまなみ海道を有するまちとして、ハード・ソフト両面から自転車施策を積極的に推進しており、市道における自転車通行空間の整備や、自転車国際会議Velo-city2027Ehimeを契機に、受入環境の充実や、多言語、ピクトグラムを活用した路面標示の検討など、インバウンドを含め、誰もが安全に走行できる環境づくりに努めている、また折り込みチラシの配布、今治市のホームページやSNSでの発信など、多様な媒体を活用し、市民の皆様に身近な日常の言葉で届く情報発信に努める旨の回答がなされているところであります。

全国的にも、各行政は警察とも協力するなどし、同内容の市民への啓発に努めているところではありますが、警視庁の発表によりますと、施行後の本年 4 月状況の全国の青キップ告知件数は僅か 1 か月間で2,147件に達し、その内訳は、指定場所一時不停止、これは反則金5,000円に該当します、846件、全体の約40%、携帯電話使用等、これは反則金 1 万2,000円該当です、713件、全体の約33%、信号無視、反則金6,000円、298件、全体の約14%、遮断踏切立入り、反則金6,000円、156件、約 7 %、通行区分違反、反則金6,000円、63件、全体の約 3 %、その他71件、全体の約 3 %となっております。

また、同 4 月期間の指導警告票交付数は13万5,855件に及びます。ちなみに、同 4 月の 1 か

月間の愛媛県内での青切符告知件数は19件、指導警告票交付件数はそれでも387件に達しております。

そこで、自転車の交通反則通告制度、いわゆる青切符制度について、同制度施行後、一部の市民にお聞きしてみると、市民からは、ルールによる具体的通行方法がよく分からないとか、もっと安心して走れるように、自転車通行道路の整備拡張をお願いしたいなどの意見が寄せられております。

よく分からないとする例として、例えば、具体的に言いますと、歩道通行について、自転車は歩道を通行できるのか、できるのであれば通行方法はどうすればいいのか、これについて調べましたら、自転車通行可の標識がある場合は可能である、また13歳未満70歳以上や身体が御不自由な方は可能である、児童・幼児などは可能であるが、保護者は原則として該当外である、車道の通行が危険である場合や、一時停車中の車両などのため歩道を通行することがやむを得ない場合は可能である、その場合でも、歩行者の通行を妨げない走行によること、そのため、必要により、直ちに停止できるスピードでの走行義務がある、また歩道の車道寄りを通行する義務がある、さらに二重ラインによる歩行者専用の歩道は通行不可である、以上のように、自転車の歩道通行1つを取っても、自転車走行者にとって非常に複雑な内容を含むものがあります。

一方で、ながらスマホ、信号無視、遮断機立入り違反、妨害運転、酒気帯び運転など、違反内容が明確な項目もあります。

今後の市民などへの内容周知において、分かりにくい項目内容を市民が間違わないための配慮も含めて、積極的に行っていく必要があると思うのであります。

真面目な今治市民にとって、市民が違反する意識がなく注意しているにもかかわらず、意に反して青切符交付対象となり、反則金等をやむなく支払うという不本意な結果は避けなければなりません。

そこで、1点目、今後の交通反則通告制度内容のさらなる周知について、2点目、安心して自転車が通行できる道路整備状況についてお聞きします。

○達川雄一郎議長 答弁を求めます。

○松木洋明市民環境部長 野本議員御質問の自転車の交通反則通告制度（青切符）施行後の自転車安全通行についての1番目、令和8年4月1日から施行された自転車の交通反則通告制度（青切符）についてのうち、1点目、今後の交通反則通告制度のさらなる周知についてお答えさせていただきます。

初めに、本市では去る5月31日をもって交通死亡事故ゼロ日数200日を達成し、交通安全対策優良市として、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長表彰を受賞いたしました。このたびの受賞は、日頃から交通安全活動に御尽力いただいている関係機関や地域の皆様の御協力のたまものであり、心より感謝申し上げます。

さて、令和8年4月1日より、自転車への交通反則通告制度、いわゆる青切符の運用が開始され、自転車を取り巻く交通環境は大きな転換期を迎えております。警察庁の発表によりますと、全国的には、指定場所一時不停止やながらスマートフォンなど携帯電話使用等が検挙の多くを占めておりますが、このほかにも、信号無視、車道の右側通行、並んでの通行、2人乗りなどが反則通告の対象となっております。これまで、これくらいなら大丈夫だろうと見過ごされがちであった身近な交通違反への取締りが強化されております。

一方で、市民の皆様から、ルールが非常に複雑で分かりにくいとの声が上がっていることも認識しております。例えば、歩道を通行する際のルールなどは、年齢や状況に応じて細かく定められており、市民の皆様がルールを十分に理解できないまま法令に抵触してしまうような事態は望ましいことではございません。

今回の青切符制度導入を受け、広報誌の折り込みチラシやホームページ、公式SNSなど、様々な媒体を通じて、市民の皆様により日常の言葉で伝わる情報発信に努めてまいりました。今後は、さらに一歩踏み込み、今治、伯方の警察署や交通安全協会など、関係機関とより緊密に連携した啓発活動を実施してまいります。

特に、一般財団法人トヨタ・モビリティ基金と連携させていただき、適用開始となる16歳の前段階である中学生を対象とした、地域の交通環境を自分たちで観察し、危険を見つけ対策を考える実践的な安全教育に取り組むとともに、自転車の利用が多い高校生を対象とした交通安全教室の開催や、交通指導員による通勤・通学時間帯における街頭指導の強化を図ってまいります。

加えて、何が違反になり、どう走れば安全なのかを、イラストや具体例を交えて分かりやすく解説した啓発資料を配布するなどにより、ルールを正しく理解して自転車を利用いただけるよう、より実効性のある周知啓発活動を継続して推進してまいります。

本市は、国内外から多くのサイクリストが訪れる、世界に誇るしまなみ海道を有する自治体として、市民はもとより、来訪者の皆様が自転車を安全・安心に利用できる環境づくりが求められております。交通ルールの周知徹底に加え、利用者の命を守るヘルメット着用の推進など、安全確保に向けた取組を着実に進めることで、自転車を安全・安心に利用できる環境をさらに充実させ、サイクリストの聖地今治としての魅力を一層発展させてまいります。

また、これらの取組を通じて、死亡事故ゼロの日数をさらに積み重ねていけるよう、引き続き交通安全対策を推進してまいります。

以上でございます。

○矢野圭悟建設部長 野本議員御質問の自転車の交通反則通告制度（青切符）施行後の自転車安全通行についての1番目、令和8年4月1日から施行された自転車の交通反則通告制度（青切符）についてのうち、2点目、安心して自転車が通行できる道路整備の状況についてお答えいたします。

本市の自転車ネットワーク計画では、利用実態に応じた自転車ネットワーク路線を設定し、自転車道や自転車専用通行帯を設置するとともに、自転車の走行位置を示す矢羽根、自転車ピクトグラムの路面標示などを行うことで、安全・安心で環境に優しく健康増進にも寄与する自転車利用環境の整備を図ることとしております。

道路整備の現在の状況につきましては、しまなみ海道から今治駅までの区間において、愛媛県と連携しながら自転車走行環境の整備を進めているところでございます。令和4年度に着手したＪＲ線路沿いの市道北宝来近見線においては、沿線の皆様の御協力をいただきながら工事が順調に進捗しており、今年度中に完成する見込みとなっております。さらに、これに続く今治駅までの区間におきましても、自転車専用通行帯の整備に着手したところでございます。

そのほか、今治市中心市街地グランドデザインに位置づけております、今治駅、今治城、今治港といった主要施設を結ぶまちなかの回遊ルートを形成する路線につきましても、順次、自転車走行環境の整備に取り組んでいく方針でございます。

また、２段階右折や左側通行など、日本独自のルールに不慣れな外国人サイクリストに対しましては、一般財団法人トヨタ・モビリティ基金と連携し、誘導看板の設置など、視覚的、直感的な案内によって、安全な通行を示す取組を進めてまいります。

今後も引き続き、市民の皆様が安心して自転車で通行できる道路整備に取り組むとともに、来年５月に開催される自転車国際会議Velo-city2027Ehimeを契機とした受入環境の充実や、多言語、ピクトグラムを活用した路面標示の検討などを進めるなど、誰もが安全で、かつ快適に走行できる道路空間、サイクルシティIMA B A R Iの実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○達川雄一郎議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○野本貴士議員 議長。

○達川雄一郎議長 野本貴士議員。

○野本貴士議員 御丁寧な答弁をいただきました。

思慮深く勤勉な市民の小さな声に耳を傾けることができる姿勢こそ、求められる市政のための、市民のための姿勢であると信じております。

今回のいわゆる青切符の導入は、市民の毎日の生活に与える影響は決して小さなものではありません。毎日の暮らしの中で避けては通れない制度です。自転車運転者だけでなく、自転車の右側を追い抜き、あるいは追い越しする車両運転者についても、自転車との十分な車間距離の確保や、安全速度義務等の安全配慮義務が課される大きな制度導入です。

答弁にありましたとおり、今治市民だけでなく、本市を訪れる外国人を含めた観光客やサイクリストの人々が、安心して自転車の聖地今治を自転車通行できる市政の実現をお願いし、質問を終わります。